

平成24年度第2期 自動車整備技術講習 受講生募集のご案内

●講習の種類、時間及び受講料

(テキスト代、保険料、消費税、地方消費税を含む)

講習の種類	講習時間	平日昼間コース 日曜コース 9:30～16:30	夜間コース 18:00～ 21:00	受 講 料	
				会 員	一般(会員外)
3 級 基 礎	48 時間	全 8 回	全 16 回	28,000 円	40,500 円
3 級 自 動 車 シ ャ シ	96 時間	全 16 回	—	54,500 円	79,500 円
3 級自動車ガソリン・エンジン	96 時間	全 16 回	全 32 回	54,500 円	79,500 円
3 級 二 輪 自 動 車	96 時間	全 16 回	—	53,500 円	78,000 円
2 級 ガ ソ リ ン 自 動 車	132 時間	全 22 回	全 44 回	76,000 円	110,000 円
自 動 車 電 気 装 置	120 時間	全 20 回	—	71,500 円	102,500 円
(一般は、本部のみ受付)					

- 受付期間 平成24年8月21日(火)～9月7日(金)※土・日曜を除く
(全 種 目) (基礎講習に引続き3級本講習の受講を希望する方は期間内に同時にお申込下さい。)

●受付の際に必要なもの(講習の種類毎、郵送による受付は行いません)

- ① 平成24年度第2期受講申込書 (会員・一般(会員外)で別の様式となります。)

※ 事前に、ホームページから取得するか受付場所でお申し付けください。

※ 必要事項を記入。会員は在籍証明書欄に所属事業場より印(社印、事業主印)を受けてください。

- ② 受講資格を確認できる証書または整備技能者手帳

※ 受講資格に係る基礎講習修了・学歴・整備士資格については、それらを証する証書・整備技能者手帳等を提示ください。

- ③ 自動車整備作業の実務経験証明書(会員外は必ず添付してください。ただし基礎講習除く)

※ 会員でも在籍証明書のみで実務経験期間を満たさない場合は添付してください

(実務経験証明書は証明内容が適当であると振興会が判断した場合にのみ有効となります)

- ④ 郵便はがき 各種目 1 枚【表面に(住所・氏名)明記のもの。裏面白紙。】

(3 級の場合、3 級基礎で 1 枚・3 級本講習(シャシ・ガソリン・二輪)で 1 枚必要です)

- ⑤ 受講料(現金)

●受付場所 社団法人 東京都自動車整備振興会

(一般は本部で のみ受付ます)	本 部	渋谷区本町4-16-4 (東京都自動車整備教育会館1階)	03-5365-4300
	品 川 支 所	品川区東大井1-12-17 (品川検査場構内D棟2階)	03-3471-6931
	足 立 支 所	足立区南花畑4-14-4 (足立検査場前D棟1階)	03-3884-3211
	練 馬 支 所	練馬区北町2-8-10 (練馬検査場構内D棟2階)	03-3559-1161
	多 摩 支 所	国立市北3-29-8	042-525-9919
	八 王 子 支 所	八王子市滝山町1-267-6 (八王子検査場構内F棟)	042-691-6117

申込書・実務経験証明書・日程表は、ホームページ <http://www.tossnet.or.jp/> からどうぞ

●受講資格

◆3級基礎講習

- ・満15歳以上の方

3級本講習の受講を希望される方は、この3級基礎講習を受講し修了することが必要です。

なお、整備士資格をお持ちの方は基礎講習が免除されます。

◆3級本講習(シャシ、ガソリン、二輪)

- ・3級基礎講習修了者（基礎講習修了日から3級本講習開講日の時点で2年を経過しない者）で、講習の修了日までに下記の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分(卒業又は修了者)及び資格区分		自動車整備作業に関する実務経験
一 般	下記の学歴等に該当しない方	1 年 以 上
大学、高校、専修(各種)学校	機械に関する学科	6 ヶ 月 以 上
大学、高専、高校	自動車に関する学科	実務経験不要
自動車電気装置整備士の資格取得者		3級自動車ガソリンについて実務経験不要
自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の資格取得者		3級自動車シャシについて実務経験不要
※その他講習所規程に準ずる		

◆2級講習 (ガソリン)

- ・3級自動車整備士資格取得後、講習修了日までに下記の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		3級自動車整備士資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一 般	下記の学歴等に該当しない方	3 年 以 上 (平成22年3月以前3級資格取得者)
高校、各種(専修)学校	機械に関する学科	2 年 以 上 (平成23年3月以前3級資格取得者)
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科	1年6ヶ月以上 (平成23年9月以前3級資格取得者)
※ その他講習所規程に準ずる		

◆自動車電気装置

- ・講習修了日までに、下記の自動車電気装置に関する実務経験を有する方。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		自動車電気装置の整備作業実務経験
一 般	下記の学歴等に該当しない方	2 年 以 上
大学、高専	電気に関する学科	1年6ヶ月以上
一種養成施設、認定大学	2級課程	1 年 以 上
※その他講習所規程に準ずる		

●教場別講習期間

修了するためには、最低 80%以上の出席時間が必要です。事前に日程表を確認の上お申込み下さい。

教 場	コース	種 目		講 習 期 間	曜 日
本部 定員 各40名	平日昼間	3級	基 礎	9月26日 ～ 11月14日	水曜日
			二 輪	11月21日 ～ 3月13日	
		自動車電気装置		10月 4日 ～ 2月28日	木曜日
	日 曜	3級	基 礎	10月14日 ～ 11月25日 ※日程上 3級二輪は受講出来ません	日曜日 (祝日 11/3 含)
			シャシ	12月 2日 ～ 3月17日	日曜日 (祝日 1/14・2/11 含)
		2 級 ガ ソ リ ン		10月14日 ～ 3月17日	日曜日 (祝日 11/3 含)
	夜 間	3級	基 礎	10月 4日 ～ 11月19日	月・木中心 (他曜日 3回)
			ガソリン	12月 3日 ～ 3月18日	月・木中心 (他曜日 7回)
		2 級 ガ ソ リ ン		10月 4日 ～ 3月14日	月・木中心 (他曜日 5回)
	平日昼間 連 続	3級	基 礎	平成25年 1月15日～1月24日	月～金
			ガソリン	平成25年 2月4日～2月26日	月～金 (祝日 2/11 除く)
江東 定員25名	夜 間	2 級 ガ ソ リ ン		10月 2日 ～ 3月11日	火・木中心 (他曜日 5回)
立川 定員 35名	夜 間	2 級 ガ ソ リ ン		10月 1日 ～ 3月14日	月・木中心 (他曜日 3回)
		3級は、平成25年度第1期（4月～9月）に開講予定です。			

(注意) ★都合により日程等を変更する場合や、希望者数によって開講出来ない場合があります。

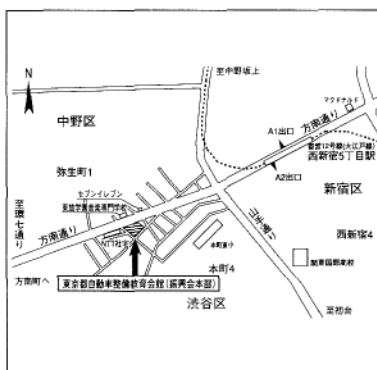
★本会ホームページ (tossnet) から詳しい日程表がダウンロードできます。

●その他の注意事項

- ①当講習課程を修了されますと修了種目について2年間、国家検定の実技試験が免除されます。
- ②当講習は、講習修了日までに受講資格を満たしていることが必要です。
- ③整備士資格取得には、別に行われる登録(又は検定)学科試験に合格することが必要となります。
- ④申し込み時に、証明書等のコピーは使用できません。
- ⑤受講料領収書は確認が必要となる場合もありますので大切に保管してください。
- ⑥修了するためには、80%以上の出席時間が必要です。事前に日程表を確認下さい。
(その他の修了基準等の詳細は開講時に説明致します)

●講習所案内図

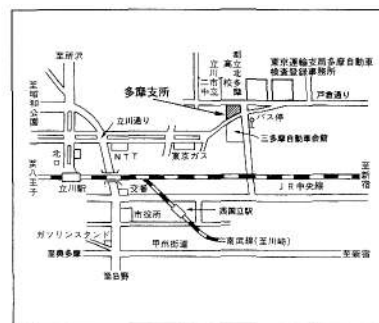
※各教場とも、
自動車(バイク含)の乗
り入れは厳禁します。



【本部】渋谷区本町4-16-4 都営大江戸線
東京都自動車整備教育会館 西新宿5丁目駅下車
A2出口より徒歩7分



【立川】東武東上線 東武池袋線
読売自動車大学校 JR 池袋駅 東武池袋線
池袋駅下車 北口より徒歩4分



【立川】国立市北3-29-8 JR 中央線立川駅北口
バス12番乗り場より 北口行 多摩中央駅前下車

●講習適用の給付金制度について

◎キャリア形成促進助成金（全講習対象）

この制度は、事業主の年間職業能力計画を基に運用する為、事前に関係機関への申請が必要となります。
詳細は、事業所を管轄する労働局（東京都の場合 TEL:03-3813-5071）までお問い合わせください。

◎教育訓練給付金

当講習（厚生労働大臣指定講座）の修了後、受講者本人の申請により国から給付金が支給される制度です。
講習初日に配布する「希望調査表」を指定期日までに振興会事務局に提出していただきます。

対象の講習 (厚生労働大臣指定講座)	2級ガソリン自動車
給付金額	雇用保険の被保険者期間3年以上 ⇒ 受講費用の20% (上限10万円) ※本制度を初めて利用する場合に限り、被保険者期間 1年以上で受給可能
給付条件 ※詳細はお近くのハローワークへ	次の①～④すべてに該当する方 ① 雇用保険の被保険者期間が継続して3年以上の被保険者、又は3年以上の期間を満了して離職後1年以内の方。 ※本制度を初めて利用する場合に限り、被保険者期間 1年以上で受給可能 ② 受講生個人で受講料を負担される方。 ③ 当該講習を修了された方。 ④ 従前3年以内に本制度を利用していない方。
受給対象者	受講者本人

東京都自動車整備振興会技術講習所

(社) 東京都自動車整備振興会 教育部講習課

東京都渋谷区本町4-16-4 TEL:03-5365-4300

<http://www.tossnet.or.jp/>